

議第118号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に、「第151条」を「第150条」に改める。
第23条の4を削る。

第36条の12第1項中「国外特定配当等」の右に「または租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）」を加え、同条第2項中「国外特定配当等」の右に「または上場株式等の配当等」を加える。

第38条の10の2を削る。

第41条の2中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」に改める。

第60条第1項第5号中「財団法人滋賀県交通安全協会（）」を「公益財団法人滋賀県交通安全協会（）」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第71条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例

第143条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第1項中「第38条の10の2、」および「（第150条において「電磁的方式」という。）」を削り、同項の表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項および第3項を削る。

第144条の見出し中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前条第1項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改め、「または同条第2項の承認を受けている者」を削り、「県税関係帳簿書類（県税関係帳簿または県税関係書類をいう。以下この章において同じ。）」を「県税関係帳簿」に、「同条第1項または第2項」を「同条」に、「県税関係帳簿書類に」を「県税関係帳簿に」に改め、同項を同条第2項とする。

第145条第1項中「第143条第1項」を「第143条」に、「同項」を「同条」に、「第5項第1号」を「第4項」に改め、「。次項において同じ」を削り、同条第2項を削り、同条第3

項中「第 1 項または」を削り、「県税関係帳簿書類の」を「県税関係帳簿の」に、「県税関係帳簿書類について」を「県税関係帳簿について」に改め、同項第 1 号中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同項第 2 号中「第 143 条各項」を「第 143 条」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「または第 2 項」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 1 項または第 2 項の」を「第 1 項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日に」を「同日に」に改め、「あつたもの」の右に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から 3 月を経過する日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 146 条第 1 項中「第 143 条各項のいずれか」を「第 143 条」に、「県税関係帳簿書類（」を「県税関係帳簿（」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に、「同条第 1 項」を「同条」に改め、「または同条第 2 項もしくは第 3 項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第 2 項中「第 143 条各項のいずれか」を「第 143 条」に、「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、「または第 2 項」を削り、「（県税関係帳簿書類）を「（県税関係帳簿」に改める。

第 147 条第 1 項中「第 143 条第 1 項の表の各号（第 3 号を除く。）」を「第 143 条の表の第 1 号」に改め、「または同条第 2 項に規定する個人」を削り、「第 143 条各項のいずれか」を「第 143 条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第 2 項中「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に、「第 145 条第 3 項第 2 号」を「第 145 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 145 条第 4 項」を「第 145 条第 3 項」に改める。

第 148 条第 1 項中「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」に改め、同項第 2 号中「第 143 条各項」を「第 143 条」に改める。

第 149 条を次のように改める。

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第 149 条 第 145 条から前条までの規定は、第 144 条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第 145 条第 1 項	同条の承認を受けようとする場合には	、前条第 1 項の承認を受けようとする場合に あつては
	3 月前の日までに	3 月前の日までに、同条第 2 項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第 143 条の承認を受けている県税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的

		記録の保存に代える日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第4項において同じ。）の3月前の日までに
	が、当該承認	が、前条第1項の承認
第145条第2項第1号	第148条第2項	第149条において準用する第148条第2項
第145条第2項第2号	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第143条	前条各項
第145条第4項	前日	前日（当該申請書が前条第2項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日の前日）
第146条第1項	第143条	第144条各項
	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
	および保存	および当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第146条第2項	第143条	第144条各項
	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
第147条第1項	法第752条第1項	法第754条において準用する法第752条第1項
	第143条の承認	第144条各項の承認
第147条第2項	第145条第2項第2号	第149条において読み替えて準用する第145条第2項第2号
第147条第3項	第145条第3項	第149条において準用する第145条第3項
前条第1項	電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿
	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第143条	第144条各項

第150条を削る。

第151条第1項中「第143条各項」を「第143条」に、「県税関係帳簿書類」を「県税関係帳簿」に改め、同条第2項を削り、同条を第150条とする。

付則第5条の4第1項中「および次条」を「、次条および付則第21条」に改め、同項第1号中「第41条第2項」の右に「から第4項まで」を加え、同項第2号ウ中「第10条の5」を「第

10条の5の4」に、「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改め、同項第3号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改める。

付則第5条の4の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同項第1号中「第41条第2項」の右に「から第5項まで」を加え、「第5項」を「第10項から第12項まで」に改め、同項第2号中「第41条の19の5」を「第41条の19の4」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

付則第5条の5の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第5条の6 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第21条の2および前条の規定の適用については、第21条の2第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

付則第6条第2項中「前条」を「付則第5条の5」に改める。

付則第13条の2第3項中「または第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4または第37条の9の5」に改める。

付則第14条の3の2第2項中「上場株式等（同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいう。）」を「株式等」に改める。

付則第21条を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第5条の4 第1項	租税特別措置法第41条または第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
----------------	------------------------	---

付則第5条の4第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
付則第5条の4第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法
付則第5条の4の2第1項	租税特別措置法第41条または第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
付則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第12項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
付則第5条の4の2第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法
付則第5条の4の2第2項第2号	租税特別措置法第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第4項の規定は、適用しない。

付則第5条の4第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項ま
---------------	--------------------------	---

	律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで	でまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項または第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第6項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「特定配当等をいう。以下同じ。）」の右に「、特定株式等譲渡対価等（同項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下同じ。）」を加え、「同項第16号」を「同項第17号」に改める。

第17条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受ける

べき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第36条の10中「第8条の3第2項」を「第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号」に改める。

第36条の12第1項中「または租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「（といふ。）」の右に「または同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第2項中「または上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等または償還金に係る差益金額」に改める。

第36条の15第2項を削る。

第36条の18第1項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価または当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」および「譲渡の対価または当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第2項および第3項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

付則第5条の5中「第14条の2第1項」の右に「、付則第14条の2の2第1項」を加える。

付則第11条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「および次項」および「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第18条第1項および第2項ならびに」を「利子所得および配当所得については、第18条および」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額および配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」といふ。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、同条第3項第1号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第2号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項）」を「（同条第2項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得

については同項の規定により同条第1項に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第3号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

付則第14条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第4項第2号」を「第3項第2号」に改め、同条第2項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額（所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他施行令附則第18条第4項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額ならびに租税特別措置法第4条の4第3項、第37条の10第4項ならびに」を「同条第3項および第4項ならびに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら」を削り、「同法第37条の10第1項」を「所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第37条の10第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項第2号から第4号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第3項とする。

付則第14条の2の3を削る。

付則第14条の2の2第1項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「特定管理株式（」を「特定管理株式等（」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「または同項」を「、同項」に、「が株式」を「または同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式または同法第37条の10第2項第7号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第37条の11の2第1項各号」に、「特定管理株式または特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式または特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式または特定保有株式の譲渡を」を「付則第14条の2の6第2項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「および前条」を「、前条および付則第14条の2の6」に改め、同条第2項中「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「（付則第14条の2の4第1項」を「（次条第1項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令附則第18条の2第2項に規定するものを含む」を「同法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいう」に、「および付則第14条の2の4」を「および次条から付則第14条の3まで」に、「付則第14条の2の4および第14条の3の2」を「次条および付則第14条の3の2」に改め、同条を付則第14条の2の3とし、付則第14条の2の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第14条の2の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項において準用する前条第3項第2号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等（次条および付則第14条の3の2において「上場株式等」という。）を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項の規定により所得税法および租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項および第4項ならびに第37条の14の3第1項および第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「付則第14条の2第1項」とあるのは「付則第14条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

付則第14条の2の4第1項中「同条第2項」を「同法第37条の11の2第1項」に改める。

付則第14条の2の5第1項中「この条」を「この項」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額および配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の右に「利子等（所得税法第23条第1項に規定する利子等をいう。）および」を、「）に係る」の右に「利子所得の金額および」を加え、同条第2項中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項および第4項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」に、「同条第2項」を「第36条の12第2項」に改め、同条第3項第1号中「前条第1項」を「租税特別措置法第37条の11の3第1項」に改め、同項第2号中「第17条第1項第

7号」を「租税特別措置法第37条の11の4第1項」に、「前条第2項」を「同法第37条の11の3第2項」に改める。

付則第14条の2の6第1項中「平成22年度分」を「平成29年度分」に、「付則第14条の2第1項後段」を「付則第14条の2の2第1項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第2項中「第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「付則第14条の2第1項に規定する株式等」を「付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第3項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第4項中「付則第14条の2第1項後段」を「付則第14条の2の2第1項後段」に、「付則第14条の2第1項に」を「付則第14条の2の2第1項に」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第5項中「付則第14条の2第1項に規定する株式等」を「付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改め、同条第6項中「付則第14条の2第1項から第3項まで」を「付則第14条の2の2第1項および第2項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「付則第14条の2第1項中」を「付則第14条の2の2第1項中」に改める。

付則第14条の3第1項中「および第4項」を「、第5項および第6項」に、「（第4項）を」（第6項）に改め、同条第5項中「第3項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項から第3項まで」を「第5項の規定の適用がある場合における付則第14条の2第1項および第2項ならびに付則第14条の2の2第1項および第2項」に、「同条第1項」を「付則第14条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（付則第14条の3第5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、付則第14条の2の2第1項」に、「、「計算した金額（付則第14条の3第3項）」を「計算した金額（付則第14条の3第5項）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項」を「第3項および前項」に、「第37条の13の2第5項」を「第37条の13の2第8項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「金額（）」の右に「第3項または」を加え、「附則第35条の3第6項」を「附則第35条の3第8項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額および付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含

む。)に限り、付則第14条の2第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における付則第14条の2の2第1項および第2項の規定の適用については、同条第1項中「計算した金額()とあるのは、「計算した金額(付則第14条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

付則第14条の3の2第1項中「の株式等」を「の上場株式等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第36条の12、第41条の2、第60条第1項および第71条第2項の改正規定ならびに同条例付則第5条の4第1項第2号ウの改正規定(「第10条の3の2」を「第10条の3の3」に改める部分に限る。) 公布の日

(2) 第1条中滋賀県税条例付則第5条の4第1項各号列記以外の部分および同項第1号の改正規定、同条例付則第5条の4の2の改正規定(同条第1項第2号に係る部分を除く。)ならびに同条例付則第14条の3の2および第21条の改正規定ならびに付則第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)ならびに付則第4項から第6項までの規定 平成28年1月1日

(4) 第2条中滋賀県税条例付則第5条の5、第11条の2および第14条の2の改正規定、同条例付則第14条の2の3を削る改正規定、同条例付則第14条の2の2の改正規定、同条を同条例付則第14条の2の3とし、同条例付則第14条の2の次に1条を加える改正規定ならびに同条例付則第14条の2の4第1項、第14条の2の5第1項、第14条の2の6、第14条の3および第14条の3の2の改正規定ならびに付則第7項、第9項および第10項の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)付則第5条の6の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第14条の3の2第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

- 4 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例(以下「28年新条例」という。)の規定中28年新条例第4条第2項に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき付則第1項第3号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例(以下「28年旧条例」とい

う。)第4条第2項に規定する利子等については、なお従前の例による。

5 28年新条例の規定中28年新条例第4条第2項に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき28年旧条例第4条第2項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

6 28年新条例の規定中28年新条例第4条第2項に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成28年1月1日以後に行われる28年新条例付則第14条の2の5第3項第1号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた28年旧条例第17条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

7 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

8 平成25年12月31日以前に第1条の規定による改正前の滋賀県税条例(以下「旧条例」という。)第38条の10の2に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、または受領した同条に規定する帳簿および書類の保存ならびに同日以前に行った電子取引(旧条例第150条に規定する電子取引をいう。)の取引情報(同条に規定する取引情報をいう。)に係る電磁的記録(旧条例第143条第1項に規定する電磁的記録をいう。)の保存については、なお従前の例による。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

9 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成20年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「前」とを「前日」と、「付則第14条の2第1項」とあるのは「滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成25年滋賀県条例第 号)第2条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下この項において「新条例」という。)付則第14条の2第1項または付則第14条の2の2第1項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)または新条例付則第14条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額または上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とに改める。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第3項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の滋賀県税条例付則第14条の3第6項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。